【参考資料】

議案第２号　朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

１　提案する理由

令和５年８月７日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改定するため。

２　改正内容

（１）給料表の改定

給料月額を平均１．０８１パーセント（３，３９２円）引き上げる。

（２）期末・勤勉手当の改定

令和５年１２月期の支給月数を期末手当・勤勉手当共に０．０５月分引き上げ、合計０．１月分引き上げる。令和６年度以降は６月期と１２月期の支給月数が均等になるよう改める。（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）については０．０５月分の引上げ）

①令和５年１２月期の期末・勤勉手当を０．１月分引き上げる。

	期末手当		勤勉手当	
	現行	改定後	現行	改定後
一般職員 （特定管理職員以外）	１．２０月	１．２５月	１．００月	１．０５月
特定管理職員 （６級以上）	１．００月	１．０５月	１．２０月	１．２５月
再任用職員 （特定管理職員以外）	０．６７５月	０．７００月	０．４７５月	０．５００月
再任用職員 （特定管理職員）	０．５７５月	０．６００月	０．５７５月	０．６００月

※期末・勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が４．４０月から４．５０月、再任用職員が２．３０月から２．３５月となる。

②令和６年度以降の６月期と１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

【期末手当】

	改定前（※上記①改定後）		改定後（令和６年度以降）	
	６月期	１２月期	６月期	１２月期
一般職員（特定管理職員以外）	１．２０月	１．２５月	１．２２５月	１．２２５月
特定管理職員（６級以上）	１．００月	１．０５月	１．０２５月	１．０２５月
再任用職員（特定管理職員以外）	０．６７５月	０．７００月	０．６８７５月	０．６８７５月
再任用職員（特定管理職員）	０．５７５月	０．６００月	０．５８７５月	０．５８７５月

【勤勉手当】

	改定前（※上記①改定後）		改定後（令和６年度以降）	
	６月期	１２月期	６月期	１２月期
一般職員（特定管理職員以外）	１．００月	１．０５月	１．０２５月	１．０２５月
特定管理職員（６級以上）	１．２０月	１．２５月	１．２２５月	１．２２５月
再任用職員（特定管理職員以外）	０．４７５月	０．５００月	０．４８７５月	０．４８７５月
再任用職員（特定管理職員）	０．５７５月	０．６００月	０．５８７５月	０．５８７５月

３　規定内容

＜改正条例第１条の規定＞

第１６条第２項　一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第１６条第３項　再任用職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第１８条第２項　一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第１　行政職給料表について改正を行うもの。

＜改正条例第２条の規定＞

第１６条第２項　一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第１６条第３項　再任用職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第１８条第２項　一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

４　施行期日等

（１）施行日

公布の日

※ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日

（２）適用日

①給料表の改定

令和５年４月１日に遡及して適用する。

②令和５年１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和５年１２月１日に遡及して適用する。

担当
総務部職員課給与厚生係
電話４６３－３１９６